

インスパイア国際特許事務所

〔特許制度基本情報 - タイ〕

〔特許要件〕

1. 保護対象

発明は、「新規な製品若しくは方法を生み出す技術上の革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは方法の改良を意味する」と定義されています(3条)。

2. 産業上の利用可能性

産業上の利用可能性がない発明は、特許を受けることができません(5条3項)。

3. 新規性

新規性がない発明は、特許を受けることができません(5条1項)。

新規性がない発明は、以下の通りです(6条)。

- (1) 特許出願日より前に、国内で他人に広く知られていた発明又は使用されていた発明
- (2) 特許出願日より前に、国内外でその主題が文書若しくは印刷物に記載されていたか、又は展示その他の方法で一般に開示されていた発明
- (3) 特許出願日より前に、国内外で特許又は小特許の付与を受けていた発明
- (4) 特許出願日の18か月より前に外国で特許又は小特許が出願されたが、かかる特許又は小特許が付与されていない発明
- (5) 国内外で特許又は小特許が出願され、その出願が国内の特許出願日より前に公開された発明

4. 拡大された先願の地位

出願後に公開された先願の地位については、規定されていません。

5. 進歩性

進歩性がない発明は、特許を受けることができません(5条2項)。

進歩性は、当業者にとって自明であるか否かを基準に判断されます(7条)。

6. 先願主義と二重特許の禁止

2以上の者が別個に同一の発明をし、各人が特許出願をした場合、先に出願をした者が特許を受ける権利を有します(16条)。

7. 不登録事由

以下の発明は、特許を受けることができません(9条)。

- (1) 自然に発生する微生物及びこれらの成分、動物、植物、又は動物若しくは植物から抽出された物
- (2) 科学的又は数学的な方法や理論
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 人間及び動物の病気の診断、処置又は治療の方法
- (5) 公の秩序、道徳、健康又は福祉に反する発明

〔特許出願〕

1. 概要

(1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(規則2条)。

- ① 願書
- ② 明細書
- ③ クレーム
- ④ 要約
- ⑤ 必要な図面及び配列表
- ⑥ 代理人による出願の場合には、委任状又は包括委任状。委任状には、本人であることを証明するための公証が必要です。公証は、公証役場で取得でき、タイ大使館またはタイ領事館の認証である必要はありません。
- ⑦ 発明者による出願の場合には、特許出願をする出願人の権利を署名した宣誓書の原本
- ⑧ 譲受人による出願の場合には、譲渡人である発明者の署名及び譲受人である出願人の署名が記入された譲渡証の原本。なお、譲渡証には公証は不要です。
- ⑨ 優先権を主張する場合は、優先権書類の認証謄本

(2) 出願言語

特許出願の書類は、タイ語で記載しなければなりません。

ただし、外国出願に基づく優先権の利益を主張する特許出願をする場合は、出願時には外国語(日本語を含む)の特許明細書を提出することが可能です。この場合、出願日から90日以内に知的所有権局に特許明細書のタイ語の翻訳文を提出しなければなりません(規則12条(2))。

2. 主たる出願書類の内容

(1) 明細書

明細書には、以下の内容を記載します(規則 3 条)。

- ① 発明の名称。
- ② 発明の特徴及び目的の簡単な説明。
- ③ 発明が関連する技術分野。
- ④ 発明の理解、調査及び審査のために有用と考えられる関連背景技術を示し、もしあれば関連する文献を引用する。
- ⑤ 発明が関連する分野又はもっとも関連性のある分野の当業者が、発明を製造及び使用できるように、完全かつ簡潔、明瞭、正確な用語でなされ、発明者が自己の発明を実施するための最良の形態と考えるものを示した発明の詳細な説明。
- ⑥ 図面がある場合には、図面を簡単に説明する。
- ⑦ 発明の性質上明らかでない場合は、当該発明がどのように産業、手工芸、農業、又は商業において利用可能であるか示す。

(2) クレーム

① 独立クレームと従属クレーム

1 のクレームでは発明の技術的特徴全てを適切に包含することができない場合は、1 出願に、同一カテゴリーの 2 以上の独立クレームを記載することができます(規則 4 条)。

② 従属形式の制限

独立クレーム又は従属クレームの参照は、択一的な形式でしかすることができません(規則 4 条)。

③ クレームの数

1 特許出願に含まれるクレームの数に応じて課される追加手数料はありません。

④ クレームの記載形式

図面がある場合は、クレーム中の発明の技術的特徴に関する記述の後に、図面中に示された参照番号及び参照符号を括弧に入れて示すことで、発明の技術的特徴を示すことができます。

(3) 必要な図面

図面は明瞭で、明細書との一貫性を持たせ、図面の原則に従わなければなりません。

3. 単一性

特許出願は、単一の発明、又は単一の発明概念を形成するように関連する 1 つの発明群を対象とするものでなければなりません(18 条)。

〔特殊な出願〕

1. 分割出願

審査官が発明の単一性違反による拒絶をし、分割出願するよう出願人に指示したときにのみ(26条)、分割出願をすることが可能です。

2. 変更出願

小特許出願は特許出願に変更することができ、特許出願は小特許出願に変更することができます。

3. 国内優先出願

国内優先出願は規定されていません。

4. 外国語書面出願

外国出願に基づく優先権の利益を主張する特許出願をする場合は、出願時には外国語（日本語を含む）の特許明細書を提出することができます。この場合、出願日から90日以内に知的所有権局に特許明細書のタイ語の翻訳文を提出しなければなりません。

5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

6. 秘密特許

長官は、国家の安全保障のために発明を秘密に保持する必要がある場合、当該発明に対して行われた特許出願を秘密にするよう命じることができ、ます(23条)。

〔出願審査〕

1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

2. 方式審査

出願日の認定要件、及び出願日の認定要件以外の方式要件が審査されます。

3. 審査請求

出願が公開されると、出願人は出願の審査請求をすることができます。請求期限は、公開日から5年（異議申立及び審判請求が行われている場合には、その最終決定後1年又は公開日から5年のいずれか遅い方）です。

4. 先行技術文献の提出

外国で対応特許出願を行った出願人は、当該対応特許出願に対して出さ

れた審査報告の写しを、その受領日から90日以内に、タイ語の翻訳文と共に提出しなければなりません。複数の外国で対応特許出願を行っている場合には、最初に出願を行った国又は長官が指定した国の審査報告の写しを提出します。

5. 実体審査

外国における対応特許出願の審査報告の写しが提出された場合、審査請求後に、この写しに基づいてタイ出願の実体審査が開始されます。審査官は、タイ出願の明細書及びクレームがこれらの書類に合致しているか否かを検証します。

合致していなければ、審査官は、タイ出願の明細書及びクレームを対応出願と合致するように補正し、オフィス・アクションを受取った日から90日以内にオフィス・アクションへの応答として当該補正書を提出するよう指示します。

当該出願についてさらに補正が必要でなければ、登録料納付通知が発行され、この通知を受取った日から60日以内に登録料を納付することで、特許が付与されます。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

1. 不服審判

長官が命令又は決定をした場合は、出願人は、当該決定を受取った日から60日以内に特許委員会に対して審判請求をすることができます(72条)。

2. 裁判所への上訴

委員会がした決定又は命令に不服ある者は、当該通知を受取った日から60日以内に裁判所に対して上訴することができます(74条)。

〔備考〕

1. 根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

特許法(B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正されたB.E.2522(1979年)3月11日法律、1999年9月27日施行)

特許規則 (B.E.2522に基づく、省令第19号(B.E.2535)、第21号(B.E.2542)、第22号(B.E.2542)、第23号(B.E.2542)、第24号(B.E.2542)、第25号(B.E.2542)、第26号(B.E.2542)、及び第27号(B.E.2542))

なお、2015年12月21日にタイ知的財産局によって特許法改正案が公表されており、近い将来に改正が予定されています。

2. 参考文献等

外国産業財産権制度情報（特許庁）

外国特許制度【アジア編】（斉藤達也編著、発明協会、2009年11月）